

//

収 受	
令和	-26.23
環境第 環境第	928-16 号
吹田市	

産業廃棄物処理計画書

令和 2年 6月22日

吹田市長 様

提出者

住 所 大阪市中央区北浜2丁目1-26

氏 名 株式会社増岡組大阪支店  
執行役員支店長 原 逞久

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6202-3264

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社増岡組大阪支店
事業場の所在地	該当所管内事業所
計画期間	令和2年(2020)4月1日~令和3年(2021)3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元受完工高 12億1700万円(税抜)(令和1年9月)
③従業員数	9人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事作業所内でコンクリートガラ・アスファルトガラ・木くず・石綿含有建設廃棄物・建設混合廃棄物を適正に分別する。次に適正な収集運搬業者に運搬させ、適正で優良な処分業者により処理する。コンクリート・アスファルト・木くずはリサイクルする。

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2019年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	排出量	6890.000 t	149.111 t
	(これまでに実施した取組) コンクリート・木くず等分別に努め再資源化する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	排出量	5000 t	100 t
	(今後実施する予定の取組) 現状通りの取り組みを行う。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート塊・アスファルト塊・木くず・廃プラスチックなど種類毎に分別する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後もこれまで同様の分別回収に取り組む。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

管理型建設混合廃棄物	がれき類(工作物の新築、改装又は除去に伴って生じた不要物)		
73.060 t	13.992 t	t	t

②計画

管理型建設混合廃棄物	がれき類(工作物の新築、改装又は除去に伴って生じた不要物)		
40 t	5 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特に無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 今後も特に無し。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 特に無し。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 今後も特に無し。			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

管理型建設混合廃棄物	がれき類(工作物の新築、改装又は除去に伴って生じた不要物)		
0 t	0 t	t	t

②計画

管理型建設混合廃棄物	がれき類(工作物の新築、改装又は除去に伴って生じた不要物)		
0 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

管理型建設混合廃棄物	がれき類(工作物の新築、改装又は除去に伴って生じた不要物)		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

②計画

管理型建設混合廃棄物	がれき類(工作物の新築、改装又は除去に伴って生じた不要物)		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特に無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も特に無し。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	全処理委託量	6890.000 t	149.111 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	6890.000 t	149.111 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 適正に分別し、適正な収集運搬業者及び処分業者を選定し処理を行う。			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## ①現状

管理型建設混合廃棄物	がれき類(工作物の新築、改装又は除去に伴って生じた不要物)		
0 t	0 t	t	t

## ②計画

管理型建設混合廃棄物	がれき類(工作物の新築、改装又は除去に伴って生じた不要物)		
0 t	0 t	t	t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ①現状

管理型建設混合廃棄物	がれき類(工作物の新築、改装又は除去に伴って生じた不要物)		
73.060 t	13.992 t	t	t
73.060 t	t	t	t
t	13.992 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	全処理委託量	5000 t	100 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	5000 t	100 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 適正を判断した処理業者に依頼し、引き続き定期的に処理状況を確認する。			
※事務処理欄			



②計画

管理型建設混合廃棄物	がれき類(工作物の新築、改装又は除去に伴って生じた不要物)		
40 t	5 t	t	t
40 t	t	t	t
t	5 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 管理体制図

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

